

2023年12月21日

お客様各位

京セラ関電エナジー合同会社

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」継続に係る電気料金の措置について

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、負担緩和策）」の小売電気事業者として、下記の措置を実施しております。

[\[2023年1月23日開始のお知らせ\]](#)

[\[2023年9月13日継続のお知らせ\]](#)

この度、2023年1月ご使用分料金から2023年12月ご使用分料金までの措置とされていた負担緩和策が2024年1月ご使用分料金以降も継続されることとなったことに伴い、下記の措置を引き続き実施させていただきます。

本措置の適用にあたり、お客さまからのお申込みは必要ございません。

1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要
  - ・2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策となります。
  - ・詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)をご覧ください。
2. 適用対象（継続前から変更無し）  
当社と系統電力の電気需給契約があるお客さま
3. 期間  
2024年1月ご使用分～2024年3月ご使用分  
※2023年2月分料金～2024年4月分料金
4. 実施措置内容

	電気料金軽減措置（税込）
値引き単価	1 kWhあたり3.5円

5. 電気料金軽減措置の反映方法  
各月の燃料費調整単価から電気料金軽減措置を差し引く形で、値引きを実施いたします。

以上